

業務委託契約書

頭書

1	業務の名称	令和8年度タブレット型端末等を利用した多言語通訳支援業務（6月～3月）
2	業務の場所	浜松市内
3	業務委託料	固定業務（業務 i：タブレット型端末借上げ） 1月につき 金〇〇〇〇円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円） 固定業務（業務 ii：タブレット型端末借上げ） 1月につき 金〇〇〇〇円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円） 遠隔通訳業務（業務 i：タブレット型端末等を使用した通訳業務） 1分につき 金〇〇〇〇円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円） 遠隔通訳業務（業務 ii：タブレット型端末を使用した通訳業務） 1分につき 金〇〇〇〇円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円）
4	履行期間	令和8年6月1日から令和9年3月31日まで
5	契約保証金	浜松市契約規則第27条第1項第3号により免除
6	支払期限等	第13条のとおり（請求の日から起算して30日以内）
7	前金払	不可
8	仕様書等	個人情報の取扱いに係る特記事項、仕様書

委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記の頭書及び裏面の条項により業務委託契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

委託者 所在地 浜松市中央区元城町103番地の2
名称 浜松市
代表者 浜松市長 中野 祐介 ㊟

受託者 住所又は所在地
氏名又は名称

条 項

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別紙の仕様書等（頭書8に記載する全ての文書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受託者は、この契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、この契約書及び仕様書等記載の業務（以下「業務」という。）を完了させるものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。

3 受託者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがあるとき又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との合意があるときを除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

4 この契約書と仕様書等で記載内容に相違があるときは、仕様書等の記載内容が優先するものとする。また、仕様書等の中で記載内容に相違があるときは、頭書8の記載順が後の文書の記載内容が優先するものとする。

5 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、催告及び解除（以下「指示等」という。）は、書面によって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、委託者及び受託者は、指示等を口頭で行うことができるものとする。

6 委託者及び受託者は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

7 受託者が共同企業体を構成しているときにおいては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなす。また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行うものとし、共同企業体の構成員は、この契約に基づき委託者に対して負うすべての債務について、連帯して責任を負うものとする。

8 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、受託者の負担とする。

(業務の目的及び内容)

第2条 この契約は、委託者が受託者に対し、頭書1に記載する業務を委託することを目的とする。

2 業務の内容は、仕様書等のおりとする。

(業務の場所)

第3条 業務は、頭書2に記載する場所で履行するものとする。

(業務委託料)

第4条 業務委託料は、頭書3に記載する金額とする。

(履行期間)

第5条 履行期間は、頭書4に記載する期間とする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、頭書5に記載する金額とする。

2 委託者は、業務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託者の請求により、30日以内に契約保証金を受託者に返還する。ただし、委託者が次の各号に掲げる金銭を受託者に請求することができるときは、契約保証金をこれらの金銭に充てることができるものとする。

- (1) 第30条又は第31条に規定する違約金
- (2) 第32条又は第35条に規定する遅延損害金
- (3) 第34条の規定による損害賠償金

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(業務予定表等の提出)

第7条 受託者は、この契約締結後、遅滞なく次の各号に掲げる文書を委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が特に認めるときは、当該文書の提出を省略することができる。

- (1) 業務予定表
- (2) 業務責任者の届出書
- (3) その他仕様書等で定める書類

2 委託者は、前項本文の規定により提出された文書を受理したときは、遅滞なくその内容を確認し、必要があると認めるときは、業務予定の変更を受託者に求めることができる。

3 第1項の規定により提出された文書について、提出後に内容の変更があった場合において、委託者が必要があると認めるときは、受託者に対して当該文書の全部又は一部の再提出を求めることができる。

(業務委託の調査等)

第8条 委託者は、必要に応じ、受託者に対し、業務の履行状況について調査し、又は報告を求めることができ、受託者は、これに速やかに応じなければならない。

2 委託者は、前項の調査又は報告の結果、業務の完了のために必要があると認めるときは、受託者に対し、業務に関する指示を行うものとし、受託者は、当該指示に従い業務を行うものとする。

(業務完了報告書等の提出)

第9条 受託者は、業務が完了したときは、委託者に対し、業務完了報告書を直ちに提出しなければならない。

2 前項の場合において、業務完了報告書のほかに仕様書等に定める提出物があるときは、当該提出物を併せて提出しなければならない。

(検査等)

第10条 委託者は、業務完了報告書及び前条第2項に規定する提出物を受領したときは、直ちに当該業務について、第2条の目的並びに仕様書等に定める内容、履行水準、種類、品質及び数量（以下「契約内容」という。）に適合しているかを検査し、検査の可否を判定するものとする。

2 前項の検査において、不合格と判定されたときは、受託者は、委託者が定める相当の期間内に、委託者が指示する方法で業務の再履行又は追加を行い、改めて前項の検査を受けなければならないものとし、合格と判定されるまで、以後も同様とする。

3 前項の場合において、当該業務の性質が業務の再履行又は追加に適さないときは、委託者は、同項の規定による業務の再履行又は追加に代えて、不合格部分の業務に相応する業務委託料の減額を受託者に請求することができるものとする。

4 前項の規定により業務委託料の減額を請求する場合において、その減額割合は、次の各号のいずれかの方法により定めるものとする。

(1) 仕様書等に減額割合についての定めがあるときは、委託者がその定めに基づき決定し、受託者に通知する。

(2) 仕様書等に減額割合についての定めがないときは、委託者と受託者が協議して決定する。

5 前3項の規定は、委託者による解除権の行使及び受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(支払の請求)

第11条 受託者は、前条第1項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を委託者に請求することができるものとする。

(前金払の請求)

第12条 受託者は、頭書7に前金払を認める記載があるときは、前条の規定にかかわらず、業務委託料の前金払を委託者に請求することができるものとする。

(支払期限等)

第13条 委託者は、前2条の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を受託者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとする。なお、振込にかかる手数料は、第1条第8項の規定にかかわらず、委託者が負担す

るものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第14条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

第15条 受託者は、業務の履行を一括して他に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、やむを得ず、業務の一部を再委託するときは、委託者と事前に協議した上で、業務委託一部再委託届を提出するものとする。

(仕様書等の変更)

第16条 委託者は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を受託者に通知して、仕様書等を変更することができる。

2 委託者は、前項の場合において必要があると認めるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損失（逸失利益を除く。）が生じたときは必要な負担をするものとする。

(不可抗力による業務の中止)

第17条 受託者は、天災等委託者と受託者のいずれの責めに帰すことができない事由（以下「不可抗力」という。）により業務の全部又は一部を中止する必要があると認めるときは、委託者と協議の上、業務の全部又は一部を中止することができる。

2 委託者は、不可抗力により業務の全部又は一部を中止する必要があると認めるときは、受託者に通知して、業務の全部又は一部を中止させることができる。

3 前2項の規定により業務を中止したときは、委託者は、業務委託料から当該中止した業務の対価に相応する金額を差し引いた金額を受託者に支払うものとする。このときにおいて、委託者は、当該中止により受託者に生じた損失を負担しない。

(その他の事由による業務の中止)

第18条 委託者は、不可抗力以外の事由が生じた場合において必要があると認めるときは、受託者に通知して、業務の全部又は一部を中止させることができる。

2 委託者は、前項の規定により業務を中止させた場合において必要があると認めるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損失（逸失利益を除く。）が生じたときは必要な負担をするものとする。

(受託者の請求による履行期間の延長変更)

第19条 受託者は、受託者の責に帰すことができない事由によって履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示して、委託者に履行期間の延長変更を請求

することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めるときは、履行期間を延長変更するものとする。
- 3 前項の規定による履行期間の延長変更が委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、業務委託料について必要と認める増額変更を行い、又は受託者に損失（逸失利益を除く。）が生じたときは必要な負担をするものとする。
- 4 第2項の規定による履行期間の延長変更が委託者と受託者のいずれの責めにも帰すことができない事由によるときは、業務委託料の変更は行わないものとし、履行期間の延長変更により必要となる費用は、受託者が負担するものとする。

（履行期間の変更方法）

第20条 この契約の規定により履行期間を変更するときは、委託者と受託者が協議して変更後の履行期間を定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わないときは、委託者が定め、受託者に通知するものとする。

（業務委託料の変更方法）

第21条 この契約の規定により業務委託料を変更するときは、委託者と受託者が協議して変更後の業務委託料を定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わないときは、委託者が定め、受託者に通知するものとする。

（臨機の措置）

- 第22条 受託者は、業務の履行に関して、天災等による被害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、緊急やむを得ないときを除き、受託者は、あらかじめ委託者の意見を聴かななければならない。
- 2 受託者は、前項に規定する臨機の措置をとったときは、速やかに委託者に対して、その内容を通知しなければならない。
 - 3 委託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

（事故等の報告と処理等）

- 第23条 受託者は、業務に関して事故その他業務の履行に支障を及ぼす事態（以下「事故等」という。）が発生したときは、直ちに委託者に報告しなければならない。
- 2 受託者は、自己の責任において事故等を処理するものとする。ただし、委託者から事故等の処理について指示があったときは、その指示に従い処理するものとする。
 - 3 受託者は、事故等が発生したことにより、業務予定表に従った業務の履行ができないことが判明したときは、速やかにその旨を委託者に報告しなければならない。

(一般的損害)

第24条 業務の完了前に、業務の履行に関して生じた損害（次条及び第26条に規定する損害を除く。）は、受託者が負担する。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険により、てん補された部分を除く。）のうち、委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第25条 業務の履行に関して第三者に損害が生じたときは、受託者が当該第三者に対して当該損害を賠償するものとする。ただし、その損害賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険により、てん補された部分を除く。）のうち、委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(不可抗力による損害)

第26条 業務の完了前に、不可抗力により業務の履行に関して生じた損害については、受託者が負担する。

(委託者の催告による解除)

第27条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受託者が業務を履行しない場合において、委託者が相当の期間を定めてその履行の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行がないとき。
- (2) 第10条第1項の検査が不合格の場合において、委託者が相当な期間を定めて業務の再履行又は追加を催告したにもかかわらず、その期間内に契約内容に適合する業務の再履行又は追加がないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、受託者がこの契約に違反した場合において、委託者が相当な期間を定めて、その違反を是正するよう催告したにもかかわらず、その期間内に違反が是正されないとき。

(委託者の催告によらない解除)

第28条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に何らの催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 業務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 受託者が業務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 業務の一部の履行が不能である場合又は受託者が業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達することができないとき。
- (4) この契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければこの契約の目的を達することができない場合において、受託者が業務を履行

しないでその時期を経過したとき。

(5) 第1号から前号までに掲げる場合のほか、受託者が業務を履行せず、委託者が前条の催告をしてもこの契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が、この契約に関して次のいずれかに該当したとき。

ア 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

イ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ウ 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ この契約に関し、受託者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）による改正前の刑法第96条の3（情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第8条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(7) 前号に定めるものを除くほか、受託者又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(8) 受託者又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、委託者の調査又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

- (9) 第29条に規定する事由によらないで、受託者がこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者について、破産手続開始が決定されたとき。
- (11) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

- (12) 受託者が、支払停止、支払不能状態に陥ったとき、又は受託者の手形若しくは小切手が不渡りとなったときにおいて、この契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (13) 受託者が、差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたときにおいて、この契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に何らの催告をすることなく直ちにこの契約の一部を解除することができる。

- (1) 業務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 受託者がその業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(受託者による解除)

第29条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第16条の規定により仕様書等を変更したことによって業務委託料の額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(違約金)

第30条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の100分の10に相当する額を違約金として、委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。

- (1) 第27条又は第28条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 受託者が業務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって業務が履行不能となったとき。
- (3) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき。
- (4) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき。
- (5) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等がこの契約を解除したとき。

(独占禁止法違反等があったときの違約金)

第31条 受託者は、第28条第1項第6号に該当したときは、委託者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、前条の違約金とは別に、業務委託料の100分の20に相当する額を違約金として、委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。

2 前項の規定は、業務の完了後においても適用する。

(受託者に履行遅滞があったときの遅延損害金)

第32条 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務が完了しないときは、委託者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、前2条の違約金とは別に、遅延損害金を委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。

- 2 前項に規定する遅延損害金の額は、業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延損害金約定利率」という。）の割合で計算した額とする。
- 3 前項に規定する遅延日数は、履行期間経過後に業務が完了したときは、履行期間の満了

日の翌日からその業務完了日までの日数とし、履行期間経過後に業務の完了を待たず委託者がこの契約を解除したときは、履行期間の満了日の翌日からその解除日までの日数とする。

(違約金等の計算基礎とする業務委託料)

第33条 前3条の違約金又は遅延損害金（以下「違約金等」という。）の計算の基礎とする業務委託料は、次表に基づき委託者が定めるものとする。

(1) 総価契約のとき	業務委託料の総額
(2) 単価契約のとき（複数単価契約のときを除く。）	単価に予定数量を乗じて得た額
(3) 複数単価契約のとき	各単価に各予定数量を乗じて得た額の合計額
(4) 長期継続契約のとき	月額業務委託料に履行期間の月数を乗じて得た額、又は年額業務委託料に履行期間の年数を乗じて得た額
(5) 業務委託料に変更があったとき	変更後の業務委託料。

(委託者の損害賠償請求権)

第34条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) 第27条又は第28条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、受託者が契約内容に適合した履行をしないとき又は契約内容に適合した履行が不能であるとき。

2 委託者は、違約金等の支払を受けた場合であっても、当該違約金等が前項の損害の全額を補うことができないときは、前項の損害額からその違約金等を差し引いた金額を受託者に請求することができる。

(違約金等の支払いが遅れたときの遅延損害金)

第35条 委託者は、受託者が違約金等又は前条に規定する損害賠償金を委託者が指定する期日までに支払わないときは、遅延損害金を受託者に請求することができる。

2 前項に規定する遅延損害金の額は、支払いが遅れた違約金等又は損害賠償金の額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

(委託者に履行遅滞があったときの遅延損害金)

第36条 受託者は、委託者の責めに帰すべき事由により業務委託料の支払いが遅れたとき

は、遅延損害金を委託者に請求することができる。

- 2 前項に規定する遅延損害金の額は、支払いが遅れた業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

(解除の効果)

第37条 この契約が解除されたときは、第1条第2項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。

- 2 委託者は、前項の規定にかかわらず、業務の完了前に、この契約の全部又は一部が解除された場合において、受託者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）によって委託者が利益を受けるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の完了を認めるものとする。この場合において、委託者は、当該完了を認めた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分業務委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。

- 3 前項に規定する既履行部分業務委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、委託者が定め、受託者に通知する。

- 4 受託者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、受託者は、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 委託者は、第27条又は第28条の規定によりこの契約を解除したときは、受託者に対して何らの損害賠償の責を負わないものとする。

(秘密の保持)

第38条 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(特許権等の使用)

第39条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(暴力団の排除のための協力)

第40条 受託者は、業務の履行にあたって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、委託者に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

2 受託者は、この契約に関する再委託契約その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の履行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、受託者を通じて委託者に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行うよう求めなければならない。

(最低賃金法等の遵守)

第41条 受託者は、業務の履行にあたっては、最低賃金法（昭和34年法律第137号）等の労働関係諸法その他関連する法令を遵守しなければならない。

(規則の遵守)

第42条 受託者は、業務の履行に当たっては、この契約に定めるもののほか、浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）を遵守しなければならない。

(温室効果ガスの削減)

第43条 受託者は、業務の履行に当たっては、浜松市地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの排出削減に努めるものとする。

(雑則)

第44条 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

2 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

4 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、委託者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(協議)

第45条 この契約の定める事項について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

個人情報の取扱いに係る特記事項

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報を取り扱う際には、以下の事項を遵守しなければならない。

- 1 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 2 受託者は契約の履行に関して知り得た個人情報について、業務の目的の範囲内でしか利用してはならない。
- 3 業務完了後、委託者の指示により保管を要するものとされた個人情報は、委託者が指定した目的の範囲内で使用することができる。ただし、委託者がその利用を停止するように求めたときは、受託者は直ちに利用を停止しなければならない。
- 4 受託者は業務上の目的で個人情報を取り扱う場合であっても、次の各号に掲げる行為を行う場合については、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定しなければならない。
 - (1) 個人情報を複製する場合
 - (2) 個人情報を送信する場合
 - (3) 個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
 - (4) その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為
- 5 受託者は組織的安全管理措置として次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 組織体制の整備
 - (2) 個人情報の取扱いに係る規律に従った運用
 - (3) 個人情報の取扱状況を確認する手段の整備
 - (4) 漏えい等の事案に対応する体制の整備
 - (5) 個人情報の取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し
- 6 受託者は人的安全管理措置として、従事者に必要な教育をしなければならない。
- 7 受託者は物理的安全措置として、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 個人情報を取り扱う区域を限定しなければならない。
 - (2) 個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行わなければならない。
 - (3) 個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、委託者の許可を得るとともに、パスワード等を使用して権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置をとらなければならない。
- 8 受託者は技術的安全管理措置として次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 当該個人情報にアクセスする権限を有する者の範囲と権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しなければならない。

- (2) アクセス権限を有しない者は、個人情報にアクセスしてはならない。
 - (3) アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。
 - (4) アクセス状況を記録し、その記録を一定期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析しなければならない。また、アクセス記録が改ざんされないように必要な措置をとらなければならない。
 - (5) 外部からの不正アクセスを防止するため、必要な措置をとらなければならない。
 - (6) 個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・作業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の従業員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置をとらなければならない。
- 9 受託者は、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、直ちに委託者に通報するとともに、その詳細について書面をもって報告しなければならない。あわせて、漏えいした個人情報の拡散を防止する等の必要な措置をとらなければならない。
 - 10 受託者は、個人情報又は個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、業務責任者の指示に従い、一切の個人情報を溶解、焼却、切断等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。その際に委託者が立ち会いを求めた時は、業務に特別な支障を生じることがない限り拒むことはできない。
 - 11 前項の規定により、廃棄を実施した場合は、その処分内容を書面により委託者に報告しなければならない。また、保有した個人情報をそのまま返却する場合においても同様に報告しなければならない。
 - 12 受託者は、委託者の求めに応じ、個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、報告しなければならない。また、業務に特別な支障を生じる場合を除いて、委託者が実地検査を求めたときはこれに応じなければならない。
 - 13 受託者は、業務の一部を再委託（再委託先が委託先の子会社である場合も含む。）する場合には、個人情報の取扱いについて第1項から第10項までの措置をとるように委託先を監督しなければならない。

仕様書

I 業務名

令和8年度タブレット型端末等を利用した多言語通訳支援業務（6月～3月）（以下、「本業務」という）

II 業務の詳細

本業務では、受託者は以下の業務 i 及び業務 ii を実施すること。

業務 i

1 業務の目的

外国人住民の多国籍化が進行するなか、適正な行政手続き支援のため、浜松市（以下、「本市」という）職員と外国語を話す市民（以下、「市民」という）とが円滑なコミュニケーションをとることができるようにするもの。

2 委託期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで（10か月）

3 履行場所

浜松市内

4 委託業務の内容

(1) 通訳サービスの提供

① 内容

下記ア及びイの業務を行うこと。

ア タブレット端末を利用したテレビ電話通訳サービスの提供

本市職員が市民と窓口等で対話をする上で通訳を必要とする場合、受託者が用意するタブレット端末を利用して、インターネットによるテレビ電話システムにより、受託者が用意する通訳者が通訳を行い、本市職員と市民とが対話できるようにすること。

イ 3者間通話を利用した通訳サービスの提供

本市職員が市民と電話で通話をする上で通訳を必要とする場合、本市職員が、受託者が用意する専用番号へ架電することで、本市職員・市民・受託者が用意する通訳者の3者間の通話により、本市職員と市民とが対話できるようにすること。

② 対応言語

原則として、以下の言語について日本語との通訳を行うこと。ただし、このほかの言語を受託者が用意できる場合は、本市職員はその通訳を利用できるものとする。

- ・ 英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、フィリピン語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、ヒンディー語

③ 開設時間

②対応言語のうち、英語、中国語、ベトナム語、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語については、次の時間帯に利用できるものとする。また、その他の言語については、この時間帯に準ずるものとし、可能な限り対応できるように努めること。

月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

※ 祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く。

※ 上記時間内に開始された通訳サービスは、その通訳が終了するまで通訳サービスを提供すること。

④ 利用端末等

タブレット端末 30 台

委託者が用意する電話機

⑤ 利用時間数

委託期間内において、①ア及びイで合計 289 時間（17,340 分）を予定数量とする。なお、1 回の通訳サービスにおいて通訳時間に 1 分未満の秒数が生じたときは、1 分に切り上げる。

※ 予定数量に達するおそれがあるときは速やかに委託者に連絡すること。

⑥ 通訳者の応答率

本市職員からの通訳サービスへの架電に対する正常に接続できた回数を応答率とし、1 カ月当たりの応答率は 90 パーセント以上とする。

受託者は、応答率が 80 パーセントを下回った場合は委託者へ報告の上、対策等の協議を行うこと。

⑦ 従事者の配置

業務を円滑に行うため、業務責任者、通訳者を配置し、業務体制は次のとおりとする。

ア 業務責任者の責務

- ・ 通訳者が通訳を適正に行うことができるように、通訳者のマナー、守秘義務、個人情報保護、及び通訳能力の教育を行うこと。
- ・ 業務の管理・運営状況の把握や報告書の作成等を行うこと。
- ・ 緊急時は、委託者への連絡を速やかに行い、委託者との調整をすること。また、委託者と受託者の双方が連絡を取ることができる体制とすること。

イ 通訳者の責務

- ・ 通訳者として適正な能力があると認められる者であること。特に、難解な行政用語を通訳する場合には、市民に対して正確に伝わるようにすること。

ウ 通訳者の体制

- ・ 各言語について、⑥に記載された応答率を守ることができる体制とすること。

⑧ その他

- ・ 通訳内容について、一般的な会話を原則とするが、高度な専門知識が必要な通訳に関しては、委託者から事前に提供する情報に基づき、事前学習に

よる通訳者の教育を行い、単語等については、提供した情報に基づいて正確に通訳すること。

- ・ 通訳者は、必ずしも委託者専属の通訳者を配置する必要はないものとする。
- ・ 個人情報保護や守秘義務の観点から、通訳者は ID カード等により入退室のセキュリティ認証システムが完備された事務室において通訳することを原則とする。また、通訳者の周囲や背後の音や画像等が映り込まないように個別のブース等で通訳すること。
- ・ 3 者間通話を行うための電話設備は委託者が準備するものとする。

(2) タブレット端末の貸与

(1) ①アに関して、通訳サービスの提供を受けるために利用するタブレット端末を委託者に貸与すること。

① 貸与台数

30 台

② タブレット端末の要件

- ア 端末のディスプレイサイズは7インチ以上とすること。
- イ 端末は、通訳サービスを連続8時間の使用ができること。
- ウ 端末のディスプレイ側と背面側にカメラを内蔵すること。カメラは両面ともに目的を達成するにあたり、十分な解像度が確保されていること。
- エ 端末にスピーカーを内蔵すること。スピーカーは多言語の音声は自然に聞き取ることができる音量を確保すること。
- オ 端末本体に SIM を内蔵し、国内通信事業者の提供する LTE サービスを利用すること。また、通訳サービスの提供を受けるために十分な通信容量が使用できること。なお、通信料金は本契約に含めること。
- カ 端末は取り回ししやすいサイズで、持ちやすさを考え重量は700g以内であること。
- キ テレビ電話以外のアプリケーションは利用できないように設定すること。ただし、委託者が必要と認めるアプリケーションは、その限りではない。また、テレビ電話については、通訳サービスを担うコールセンター以外には接続できないようにすること。
- ク タブレット端末が盗難にあった時に、リモートロック及びデータ消去を行える機能を備えていること。また、盗難された場合、その端末の補償は受託者の負担で行うこと。
- ケ 充電が容易に行えること（充電は委託者の負担で行う）。
- コ 定期的なセキュリティパッチの適用やウィルス対策ソフトの導入など、端末の OS 及びアプリケーションの脆弱性を塞ぐ対応等を取ること。
- サ 端末が故障又は破損した場合、またはサービスを利用するためのテレビ電話システムに障害が発生した場合、直ちに修理すること。なお、5 営業日以内に修理が完了しない場合は、代替機を用意すること。その際、修理に係る費用（送料を含む）は受託者が負担すること。

③ タブレット端末の受け渡し

委託者が指定する場所に、令和8年6月1日午前9時までに納品すること。

④ タブレット端末の返却

ア 委託者は、貸与された機器を、委託契約履行期間の末日の午後5時15分以降に返却するため、受託者は引き取ること。なお、返却にかかる費用は受託者の負担とする。

イ 返却された端末は、初期化して端末内のデータを消去すること。

5 業務実績報告の提出

受託者は、月毎に日別・時間帯別・言語別アクセス件数・応答件数、通話時間、問合せ内容の集計、累計利用時間、意見・提案等を報告書にまとめ、翌月10日（10日が閉庁日の場合は翌開庁日）までに委託者へ電子データを提出すること。

6 支払方法

業務委託料は、各月の検査合格後、利用実績に基づく請求額を毎月支払うものとする。なお、受託者は、業務委託料を請求するときは、業務 i と業務 ii の請求金額の内訳を示すこと。

7 その他

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、業務上知り得た個人情報を漏らすことがないようにすること。
- (2) 受託者は契約締結後、委託者との打合わせを持つこと。打合わせの日程については、別途委託者から指示をする。また、受託者は打合わせ実施後3営業日以内に打合わせの議事録を作成し、委託者の承認をとること。
- (3) 受託者は、本通訳サービスの利用について本市職員の理解を促進するために、本市職員が必要に応じて無料で本通訳サービスを体験できるものとする。ただし、この場合の通訳サービス利用時間は1回につき1分程度を目安とする。
- (4) 受託者は、委託者の判断が必要な状況を予測できる場合には、事前に協議すること。
- (5) 受託者は、必要に応じ、委託者による事前準備及び運営体制チェックの立会いを許可すること。
- (6) 受託者は、当該業務に関連する法令（労働基準関係法令等）について遵守すること。
- (7) 業務執行にあたっての作業方法及び進行状況について、委託者に適宜連絡すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合、委託者と協議のうえ決定すること。

業務 ii

1 業務の目的

外国人住民の多国籍化が進行するなか、本市が設置する浜松市多文化共生総合相談ワンストップセンター（以下、「センター」という）における総合的な相談業務を行うため、センター職員と市民が円滑なコミュニケーションをとることができるようにするもの。

2 委託期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで（10か月）

3 履行場所

浜松市内。主に浜松市多文化共生総合相談ワンストップセンター内（浜松市中央区早馬町2-1 クリエイト浜松4階）

4 委託業務の内容

（1）通訳サービスの提供

① 内容

センター職員が市民と窓口等で対話をする上で通訳を必要とする場合、受託者が用意するタブレット端末を利用して、インターネットによるテレビ電話システムにより、受託者が用意する通訳者が通訳を行い、センター職員と市民とが対話できるようにすること。

② 対応言語

原則として、以下の言語について日本語との通訳を行うこと。ただし、このほかの言語を受託者が用意できる場合は、センター職員はその通訳を利用できるものとする。

- ・ 英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、フィリピン語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、ヒンディー語

③ 開設時間

②対応言語のうち、英語、中国語、ベトナム語、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語については、次の時間帯に利用できるものとする。また、その他の言語はこの時間帯に準ずるものとし、可能な限り対応できるように努めること。

月曜日～日曜日 午前9時から午後5時30分まで

※ 年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

※ 上記時間内に開始された通訳サービスは、その通訳が終了するまで通訳サービスを提供すること。

④ 利用端末

タブレット端末4台

⑤ 利用時間数

委託期間内において、8時間（480分）を予定数量とする。なお、1回の通訳サービスにおいて通訳時間に1分未満の秒数が生じたときは、1分に切り上げる。

※ 予定数量に達するおそれがあるときは速やかに委託者に連絡すること。

⑥ 通訳者の応答率

センター職員からの通訳サービスへの架電に対する正常に接続できた回数を応答率とし、1カ月当たりの応答率は90パーセント以上とする。

受託者は、予想を上回るアクセスの増加等により応答率が80パーセントを下回った場合は委託者へ報告の上、対策等の協議を行うこと。

⑦ 従事者の配置

業務を円滑に行うため、業務責任者、通訳者を配置し、業務体制は次のとおりとする。

ア 業務責任者の責務

- ・ 通訳者が通訳を適正に行うことができるように、通訳者のマナー、守秘義務、個人情報保護、及び通訳能力の教育を行うこと。
- ・ 業務の管理・運営状況の把握や報告書の作成等を行うこと。
- ・ 緊急時は、委託者への連絡を速やかに行い、委託者との調整をすること。
また、委託者と受託者の双方が連絡を取ることができる体制とすること。

イ 通訳者の責務

- ・ 通訳者として適正な能力があると認められる者であること。特に、難解な行政用語を通訳する場合には、市民に対して正確に伝わるようにすること。

ウ 通訳者の体制

- ・ 各言語について、⑥に記載された応答率を守ることができる体制とすること。

⑧ その他

- ・ 通訳内容について、一般的な会話を原則とするが、高度な専門知識が必要な通訳に関しては、委託者から事前に提供する情報に基づき、事前学習による通訳者の教育を行い、単語等については、提供した情報に基づいて正確に通訳すること。
- ・ 通訳者は、必ずしも委託者専属の通訳者を配置する必要はないものとする。
- ・ 個人情報保護や守秘義務の観点から、通訳者はIDカード等により入退室のセキュリティ認証システムが完備された事務室において通訳することを原則とする。また、通訳者の周囲や背後の音や画像等が映り込まないように個別のブース等で通訳すること。

(2) タブレット端末の貸与

(1) ①に関して、通訳サービスの提供を受けるために利用するタブレット端末を委託者に貸与すること。

① 貸与台数

4台

② タブレット端末の要件

ア 端末のディスプレイサイズは7インチ以上とすること。

イ 端末は、通訳サービスを連続8時間の使用ができること。

ウ 端末のディスプレイ側と背面側にカメラを内蔵すること。カメラは両面ともに

目的を達成するにあたり、十分な解像度が確保されていること。

- エ 端末にスピーカーを内蔵すること。スピーカーは多言語の音声は自然に聞き取ることができる音量を確保すること。
- オ 端末本体に SIM を内蔵し、国内通信事業者の提供する LTE サービスを利用すること。また、通訳サービスの提供を受けるために十分な通信容量が使用できること。なお、通信料金は本契約に含めること。
- カ 端末は取り回しやすいサイズで、持ちやすさを考え重量は 700g 以内であること。
- キ テレビ電話以外のアプリケーションは利用できないように設定すること。ただし、委託者が必要と認めるアプリケーションは、その限りではない。また、テレビ電話については、通訳サービスを担うコールセンター以外には接続できないようにすること。
- ク タブレット端末が盗難にあった時に、リモートロック及びデータ消去を行える機能を備えていること。また、盗難された場合、その端末の補償は受託者の負担で行うこと。
- ケ 充電が容易に行えること（充電は委託者の負担で行う）。
- コ 定期的なセキュリティパッチの適用やウイルス対策ソフトの導入など、端末の OS 及びアプリケーションの脆弱性を塞ぐ対応等を行うこと。
- サ 端末が故障又は破損した場合、またはサービスを利用するためのテレビ電話システムに障害が発生した場合、直ちに修理すること。なお、5 営業日以内に修理が完了しない場合は、代替機を用意すること。その際、修理に係る費用（送料を含む）は受託者が負担すること。

③ タブレット端末の受け渡し

委託者が指定する場所に、令和 8 年 6 月 1 日午前 9 時までに納品すること。

④ タブレット端末の返却

- ア 委託者は、貸与された機器を、委託契約履行期間の末日の午後 5 時 15 分以降に返却するため、受託者は引き取る。なお、返却にかかる費用は受託者の負担とする。

イ 返却された端末は、初期化して端末内のデータを消去すること。

5 業務実績報告の提出

受託者は、月毎に日別・時間帯別・言語別アクセス件数・応答件数、通話時間、問合せ内容の集計、累計利用時間、意見・提案等を報告書にまとめ、翌月 10 日（10 日が閉庁日の場合は翌開庁日）までに委託者へ電子データを提出すること。

6 支払方法

業務委託料は、各月の検査合格後、利用実績に基づく請求額を毎月支払うものとする。なお、受託者は、業務委託料を請求するときは、業務 i と業務 ii の請求金額の内訳を示すこと。

7 その他

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、業務上知り得た個人情報を漏らすことがないようにすること。
- (2) 受託者は契約締結後、委託者との打合わせを持つこと。打合わせの日程については、別途委託者から指示をする。また、受託者は打合わせ実施後3営業日以内に打合わせの議事録を作成し、委託者の承認をとること。
- (3) 受託者は、本通訳サービスの利用について理解を促進するために、センター職員が必要に応じて無料で本通訳サービスを体験できるものとする。ただし、この場合の通訳サービス利用時間は1回につき1分程度を目安とする。
- (4) 受託者は、委託者の判断が必要な状況を予測できる場合には、事前に協議すること。
- (5) 受託者は、必要に応じ、委託者による事前準備及び運営体制チェックの立会いを許可すること。
- (6) 受託者は、当該業務に関連する法令（労働基準関係法令等）について遵守すること。
- (7) 業務執行にあたっての作業方法及び進行状況について、委託者に適宜連絡すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合、委託者と協議のうえ決定すること。